

# 西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3年 3月18日(木) 午後7:00～ 7:55

2. 開催場所 役場第1会議室

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 農地法第4条
- ・ 議案第3号 農地法第5条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 農地法第18条
- ・ 報告第3号 農地法第5条制限除外

5. 議決事項

- ・ 議案第1号  許可 ・  不許可
- ・ 議案第2号  許可 ・  不許可
- ・ 議案第3号  許可 ・  不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、3月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>みなさんこんばんは。</p> <p>議題にそつて審議していきたく思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号1番の青木委員と2番の萩原委員にお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴ひ、議案の読み上げを省略する等の議事の一部を簡略化して進めて参りたいと思ひますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第1号          基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。          今回、16件の申請がありました。うち新規の設定が6件、再設定が10件となります。</p> <p>■申請番号1-91番（賃貸借） 2筆          利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [REDACTED]          利用権の設定をする者 西栗倉村大字 [REDACTED]</p> <p>■申請番号1-92番（賃貸借） 1筆          利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [REDACTED]          利用権の設定をする者 美作市 [REDACTED]</p> <p>■申請番号1-93番（賃貸借） 1筆          利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [REDACTED]          利用権の設定をする者 津山市 [REDACTED]</p> <p>■申請番号1-94番（賃貸借） 1筆          利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [REDACTED]          利用権の設定をする者 西栗倉村大字 [REDACTED]</p> <p>■申請番号1-95番（賃貸借） 1筆          利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [REDACTED]          利用権の設定をする者 西栗倉村大字 [REDACTED]</p> <p>■申請番号2-79番（使用貸借） 4筆          利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [REDACTED]          利用権の設定をする者 枚方市 [REDACTED]</p>

■申請番号 2-80 番 (使用貸借) 2 筆

利用権の設定をうける者 西栗倉村大字

利用権の設定をする者 金沢市

■申請番号 2-83 番 (使用貸借) 2 筆

利用権の設定をうける者 西栗倉村大字

利用権の設定をする者 豊中市

■申請番号 2-84 番 (使用貸借) 1 筆

利用権の設定をうける者 西栗倉村大字

利用権の設定をする者 西栗倉村大字

■申請番号 2-85 番 (使用貸借) 2 筆

利用権の設定をうける者 西栗倉村大字

利用権の設定をする者 岡山市北区

■申請番号 2-86 番 (使用貸借) 2 筆

利用権の設定をうける者 西栗倉村大字

利用権の設定をする者 西栗倉村大字

■申請番号 2-87 番 (使用貸借) 2 筆

利用権の設定をうける者 西栗倉村大字

利用権の設定をする者 米子市

氏

■申請番号 2-88 番 (使用貸借) 1 筆

利用権の設定をうける者 西栗倉村大字

利用権の設定をする者 西栗倉村大字

■申請番号 2-89 番 (使用貸借) 1 筆

利用権の設定をうける者 西栗倉村大字

利用権の設定をする者 西栗倉村大字

■申請番号 2-90 番 (使用貸借) 3 筆

利用権の設定をうける者 西栗倉村大字

利用権の設定をする者 西栗倉村大字

■申請番号 2-96 番 (使用貸借) 8 筆

利用権の設定をうける者 西栗倉村大字

利用権の設定をする者 西栗倉村大字

なお、が営農を始めるため、計画書を提出してもらっています。

	<p>P11 をご覧ください。現在 [REDACTED] にて実証実験している、イチゴ栽培を本格的に始めるということで準備されています。</p> <p>各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を 13～45 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
会長	第 1 号議案について、何かありますでしょうか。
高木委員	だいたい 1 反あたりをなんぼってなっとんだけど。
事務局	聞いたとこと、反あたり 7.5 俵で計算されてるようです。
高木委員	その額を書いて、1 俵 14,500 円だと
事務局	表現とシステムをかえさせていただきます。計算をすればです。
高木委員	[REDACTED] の利用権設定について、誤りが多い。住所、賃貸借料について、訂正を求める。
事務局	わかりました。差し替えができましたら、会長と副会長に連絡いたします。
高木委員	<p>営農計画書についても、住所が誤っている。修正が必要ではないか。</p> <p>これだけ訂正が多いのならちゃんとし直して、会長、会長代理に確認してもらって欲しい。</p>
事務局	口答では説明いたしましたが、原本は既に差し替えが終わっています。ご確認ください。
萩原委員	この 14,500 円は村のか？
事務局	いえ。こちらは [REDACTED] が所有者さんと話をして決められた事です。
会長	<p>他に無いようでしたら、第 1 号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第 2 号議案について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 2 号 46 ページ 農地法第 4 条 転用の案件です。</p> <p>■申請番号 97 番 5 筆 申請人 西栗倉村大字 [REDACTED]</p>

	<p>本件は、先ほどご承認いただきました利用権設定に伴い、4条申請という形となり、イチゴ栽培に向けた農地の造成に伴う一時転用になります。農振農用地ではありませんが、農地として引き続き利用されるため手続きは可能です。P59をご覧ください。登記上は5枚の筆ですが、事実上4枚の筆をレベルにするための造成です。造成について、P66~70のとおり承諾をいただいております。また、今回は、利用権設定を実施の上での造成になりますので、終期を過ぎたり、合意解約など行った場合には水田としての機能回復をする必要がある旨を申請者には伝えております。</p> <p>詳細は、47~70ページをご覧ください。          以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
高木委員	住所が誤っている。修正が必要ではないか。
事務局	口答では説明いたしましたが、原本は既に差し替えが終わっています。ご確認ください。
萩原委員	利用権設定をしたうえで、造成ということになるが、終期がきて更新しない場合は、原状回復できるのか。
事務局	その際は原状回復が必要である旨、[REDACTED]には伝えております。
神原委員	イチゴをやるということだが、誰かに教わってするのか。
事務局長	東北や県内の業者にアドバイスをもらっている模様。
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。 次に、第3号議案について、事務局から説明願います。
	<p>議案第3号 71ページ          農地法第5条 転用の案件です。</p> <p>■申請番号98番 1筆          貸人 米子市 [REDACTED]          受人 西栗倉村大字 [REDACTED]</p> <p>本件は、農振農用地区域外である農地にコンテナ住宅を設置するとのことで、賃貸借による転用の申請になります。</p> <p>詳細は、72~88ページと、追加資料になります。          以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	第3号議案について、何かありますでしょうか。

<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし。</p>	
会長	<p>他に無いようでしたら、第3号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、報告事項第1号について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>■報告事項第1号 P89をご覧ください。 農地法第3条の3の規定による届出についてです。 2件の届出がありました。</p> <p>■報告番号82番                   6筆 相続人 西栗倉村大字 [REDACTED]</p> <p>■報告番号100番                   2筆 相続人 美作市 [REDACTED]</p> <p>詳細は、90～98ページになります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし。</p>	
会長	他に無いようでしたら、次に、報告事項第2号について、事務局から報告願います。
事務局	<p>報告事項第2号 99ページ 農地法第18条の通知で、利用権設定にかかる合意解約についてです。</p> <p>■申請番号99号 5筆 貸人 米子市 [REDACTED] 受人 西栗倉村大字 [REDACTED]</p> <p>通知書他資料を100～101ページに添付しております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし。</p>	

会長	他に無いようでしたら、次に、報告事項第3号について、事務局から報告願います。
事務局	<p>■報告事項第3号</p> <p>農地法第5条制限除外による、認定電気通信事業者の事業に伴う案件です。</p> <p>■申請番号81号            1筆</p> <p>渡人    池田市 [REDACTED]</p> <p>受人    世田谷 [REDACTED]</p> <p>通知書他資料を103～112ページに添付しております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
会長	建つのはいいが、草刈などの管理が行き届かないこと多々ある。何とかならないか。
神原委員	議案に載っている連絡先に照会することも可能。
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	① 活動報告を次月お持ちください。
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	久々に長い会議でした。これから百姓が忙しくなると思いますので、気をつけて頑張ってください。どうもお疲れ様でした。

年        月        日

議事録署名委員

議事録署名委員